



看護師等への奨学金返済支援

医療機関等における看護師等の確保及び定着を図るため、安芸高田市内の医療機関等に勤務する看護師等に対し、奨学金の返済に係る費用の一部を補助するこの事業を実施します。

1. 対象

次の要件を全て満たす者

- (1) 安芸高田市に住所を有し、本市内の医療機関及び福祉施設等に勤務している
- (2) 奨学金を利用して看護師等の資格を取得し、自ら奨学金を返済している
- (3) 正規の職員として勤務している
- (4) 看護師等を主とした業務に従事している
- (5) 補助金を累計60月分受けたことがない及び他に類似した補助金を受けていない

2. 補助対象経費

奨学金の返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。

3. 補助金額

月額15,000円を上限とする。

4. 補助対象期間

60月を上限とする。

5. その他

申請は、上限(60月)に達するまで年度ごとに行う必要があります。